福生市の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和6年1月1日）	歳　出　額 A	実 質 収 支	人　件　費 B	人 件 費 率 B／A	（参考）令和4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	56,512	31,003,939	1,107,213	3,929,741	12.7	13.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数	給与費				（参考）一人当たり給与費 B/A	（参考）類似団体平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	370	1,329,525	429,447	635,763	2,394,735	6,472	6,181

（注）１　職員手当には退職手当を含みません。
２　職員数は、令和5年4月1日現在の人数で、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
３　給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費を含み、会計年度任用職員の給与費を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

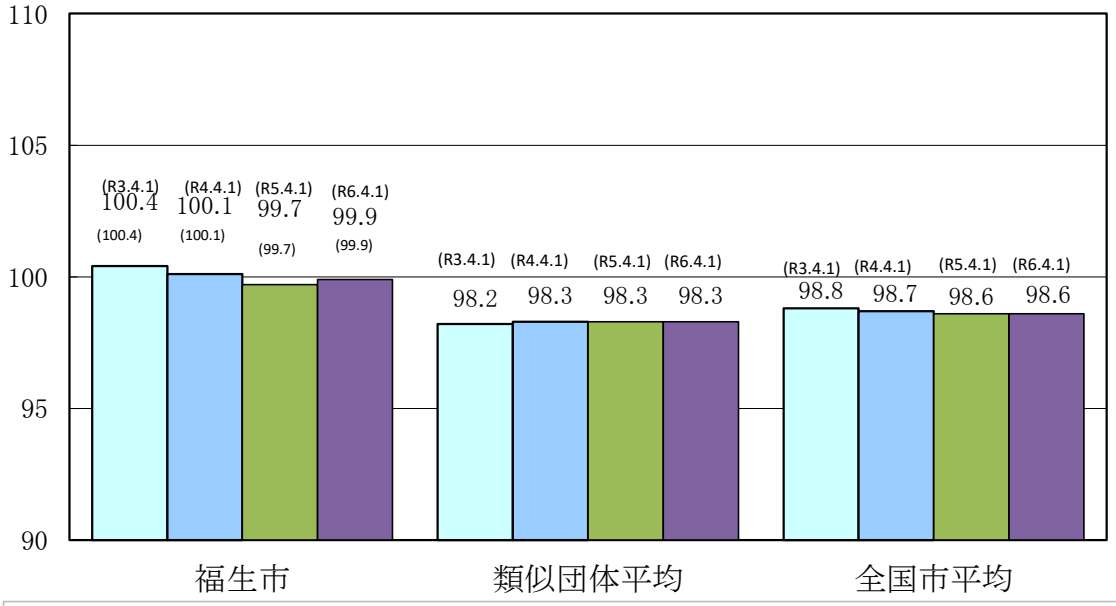

（注）1
ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するた め、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給 表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
（注）2
（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指し、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正した指数です。
（注）3
類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均 したものです。
（注）4
ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

福生市の給料表は東京都の給料表に準じています。

(4)給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	（参考）
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A － B	勧告（改定率）		国の改定率
令和6年度	円 419,425	円 408,830	10,595 円 2.59%	% 2.59	% 2.92	% 2.76

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	（参考）
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A － B	勧告（改定月数）		国の年間支給月数
令和6年度	月 4.85	月 4.65	月 0.20	月 0.20	月 4.85	月 4.60

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し【　実施　】

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
（内容）給料表は、東京都人事委員会勧告を踏まえ民間賃金と給与水準の均衡を図るため、給料表を平均1.7%引き下げを行いました。
　福生市においては、地域手当の支給割合の変更が無いため、職員給与の引き下げの激変緩和のため、職員の給料格付けを旧給料月額の同額または直近下位への切替を実施しました。

②地域手当の見直し

（支給割合）変更なし（国基準15%、福生市15%）

③その他の見直し内容

管理職員の給料月額について減額（部長職100分の5.1、課長職100分の3.8）

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①　一般行政職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
福生市	39.3　歳	311,400　円	417,007　円	384,956　円
東京都	42.5　歳	318,089　円	458,519　円	400,162　円
国	42.1　歳	323,823　円	―	405,378　円
類似団体	41.7　歳	313,594　円	395,822　円	360,145　円

②　技能労務職

区　　分	公　務　員					民　　間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	（A）／（B）
福生市	55.6歳	10人	329,100円	397,850円	390,320円	―	―	―	―
うち用務員	55.7歳	5人	312,200円	374,900円	372,800円	用務員	49.1歳	244,800円	1.53
東京都	50.5歳	1,211人	286,976円	388,004円	353,700円	―	―	―	―
国	51.2歳	1,829人	288,144円	―	330,553円	―	―	―	―
類似団体	52.7歳	16人	321,506円	377,113円	353,146円	―	―	―	―

区　　分	参　　考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	（C）／（D）
福生市	―	―	―
うち用務員	5,869,900円	3,297,300円	1.66

※　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（令和3年から令和5年までの3か年平均）

※　技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※　職員数の少ない職種の平均年齢、平均給料月額等は個人情報にあたるため、非公開とします。

※　年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

（注）1　「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
　また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当等を除いて算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		福生市	東京都	国	
一般行政職	大学卒	196,200 円	196,200 円	総合職	200,700 円
				一般職	196,200 円
	高校卒	160,100 円	160,100 円		166,600 円
技能労務職	高校卒	157,500 円	157,500 円		164,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数１０年	経験年数２０年	経験年数２５年	経験年数３０年
一般行政職	大学卒	263,927 円	371,317 円	386,725 円	－ 円
	高校卒	223,300 円	－ 円	321,100 円	－ 円
技能労務職	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	331,000 円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
５級	部長又は参事の職務	人 11	% 3.3	円 487,200	円 527,700
４級	課長又は主幹の職務	人 36	% 10.7	円 289,700	円 455,800
３級	係長又は主査の職務	人 94	% 28.0	円 233,800	円 415,800
２級	主任の職務	人 65	% 19.3	円 210,100	円 363,100
１級	係員の職務	人 130	% 38.7	円 156,200	円 324,800

（注）１　福生市の一般職の職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表（一）の級区分による職員数（再任用職員を除く）です。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

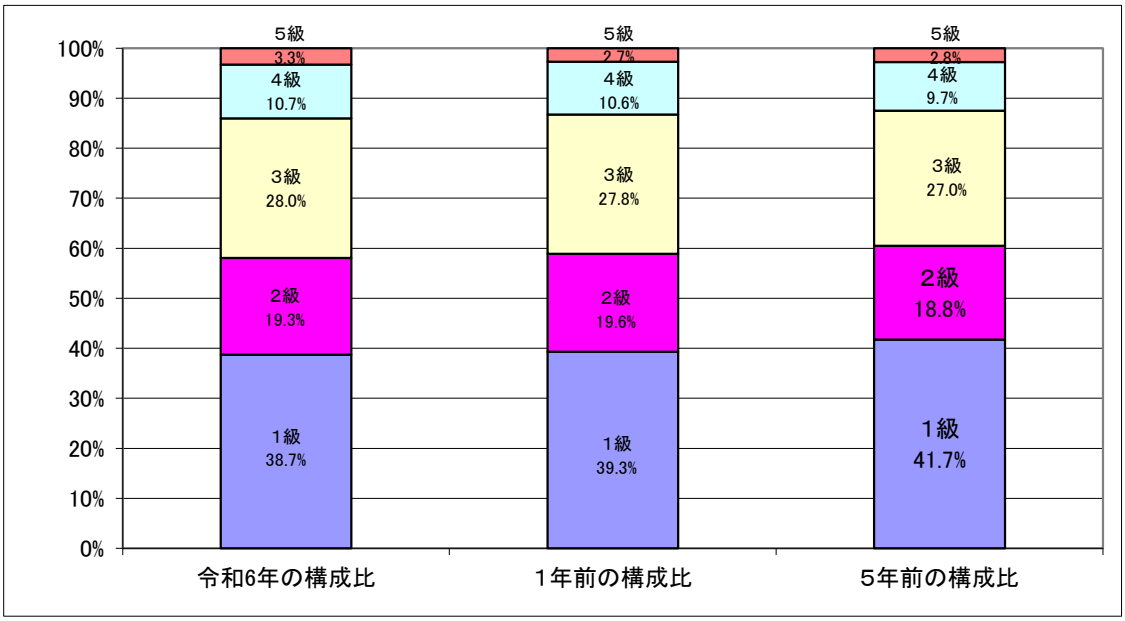

(2) 国との給料表カーブ比較（行政職（一））

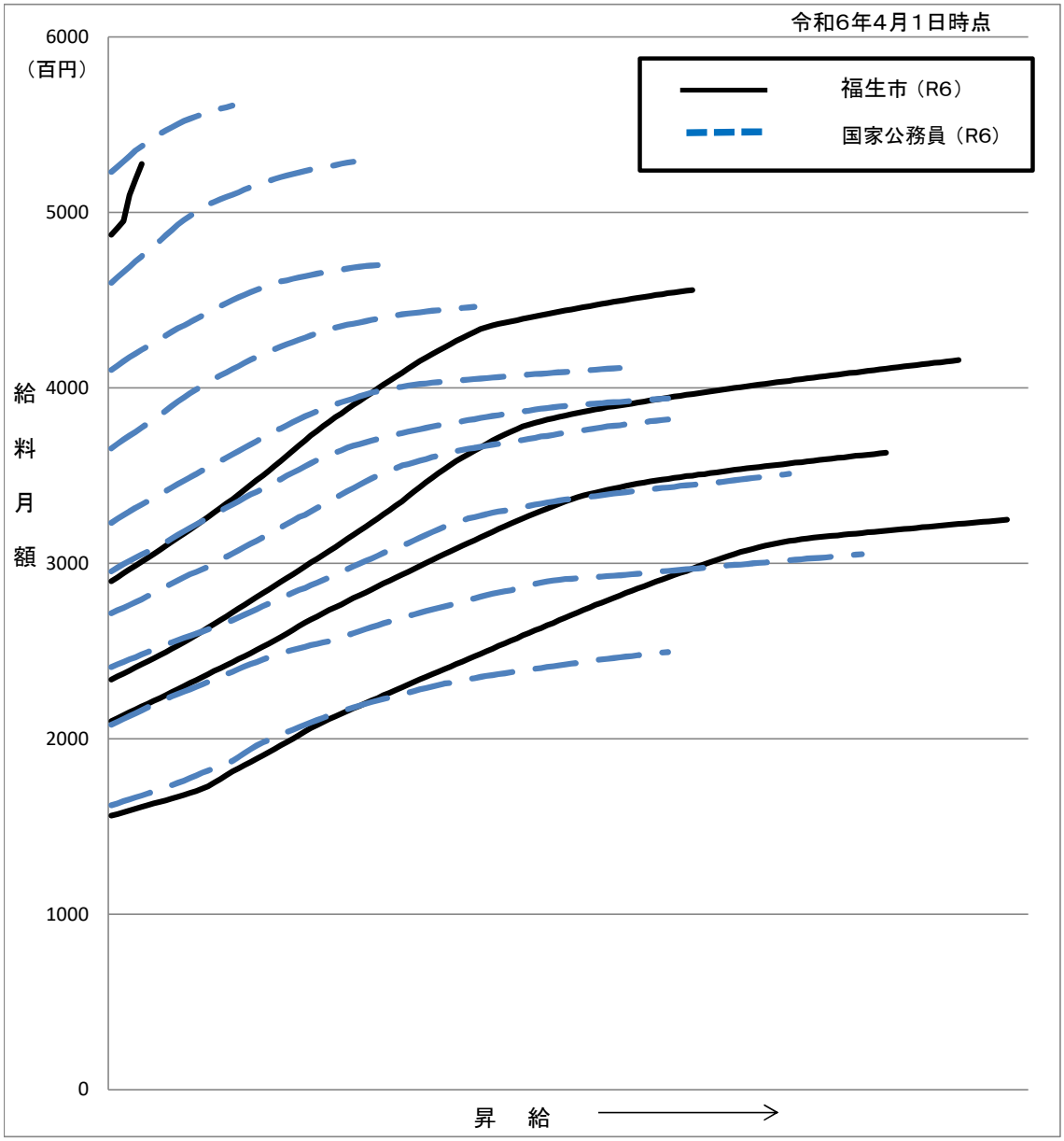

(3) 昇給への人事評価の活用方法

令和6年4月2日から令和7年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ　人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

４　職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

福　　生　　市	東　　京　　都	国
１人当たり平均支給額（令和5年度） 1,719　千円	１人当たり平均支給額（令和5年度） 1,907　千円	―
（令和5年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.40　月分　　2.25　月分 (1.35) 月分　　(1.1) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.40　月分　　2.25　月分 (1.35) 月分　　(1.1) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.45　月分　　2.05　月分 (1.375) 月分　　(0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算　3%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算　3%～20% ・管理職加算　15%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算　5%～20% ・管理職加算　10%～25%

（注）　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2)退職手当（令和6年4月1日現在）

	福生市		国	
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
勤続２０年	23.00　月分	23.00　月分	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続２５年	30.50　月分	30.50　月分	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続３５年	43.00　月分	43.00　月分	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度	43.00　月分	43.00　月分	47.709　月分	47.709　月分
1人当たり平均支給額	3,999　千円	20,940　千円	―	―
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%）		定年前早期退職特例措置（2%～45%）	

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3)地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			213,780　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			577,784　千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	15.0　%	413　人	15.0　%

(4)特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

な　し

(5)時間外勤務手当

支給実績(令和5年度普通会計決算)	111,806　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度普通会計決算)	349　千円
支給実績(令和4年度普通会計決算)	106,888　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度普通会計決算)	334　千円

（注）　休日給を含みます

(6)その他の手当（令和6年4月1日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	行政職給料表1～3級職員 (主事～課長補佐職) ①【配偶者】6,000円 ②【子】9,000円 ③【父母等】6,000円 ④【16～22歳の子の加算】4,000円 行政職給料表4級職員(課長職) ①【配偶者】3,000円 ②【子】9,000円 ③【父母等】3,000円 ④【16～22歳の子の加算】4,000円 ※5級職員(部長職)は扶養手当不支給	異	①【配偶者】6,500円 ②【子】10,000円 ③【父母等】6,500円 ④【16～22歳の子の加算】 5,000円	26,665 千円	211,627 円
住居手当	【世帯主、世帯主に準ずる者のうち、満34歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるもので、自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃（使用料を含む。）を支払っているもの】 15,000円 【その他の者】　　なし	異	賃貸住宅に居住する場合	7,929 千円	161,816 円
通勤手当	①交通機関　６ヶ月定期額（限度額55,000円） ②交通用具　通勤距離に応じて支給	同		16,691 千円	73,206 円
管理職手当	①部長級職　105,000円 ②課長級職　81,000円 ※再任用職員を除く	異	給料表、職務の級、区分ごとに定められた額	52,079 千円	1,001,519 円

５　特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区　分		給　料　月　額　等		
給料			（参考）類似団体における最高／最低額	
	市　長	900,000 円	1,061,000 円／	593,400 円
	副市長	774,000 円	885,000 円／	547,600 円
	教育長	727,000 円	－ 円／	－ 円
報酬	議　長	543,000 円	737,000 円／	372,000 円
	副議長	485,000 円	653,000 円／	294,000 円
	議　員	460,000 円	591,000 円／	266,000 円
期末手当	市長 副市長 教育長	（令和5年度支給割合） 4.65 月分		
	議長 副議長 議員	（令和5年度支給割合） 4.65 月分		
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額）	（支給時期）
	市　長	退職日の給料月額×在職年数×１００分の４００	1440.0 万円	任期ごと
	副市長	退職日の給料月額×在職年数×１００分の３００	928.8 万円	任期ごと
	教育長	退職日の給料月額×在職年数×１００分の２５０	545.25 万円	任期ごと

（注）退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（市長、副市長４年＝４８月、教育長３年＝３６月） 勤めた場合における退職手当の見込額です。

６　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

区分 / 部門			職員数 令和5年	職員数 令和6年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	7	7	0	
		総務	116	115	▲ 1	窓口業務の民間委託に伴う減など
		税務	23	23	0	
		民生	69	73	4	子ども子育て支援業務の増大に伴う増
		衛生	34	35	1	子ども子育て支援業務の増大に伴う増
		農林水産	3	3	0	
		商工	7	8	1	観光関連業務の強化に伴う増
		土木	39	39	0	
		計	298	303	5	＜参考＞人口１万人当たり職員数 53.62 人 （類似団体の人口１万人当たり職員数 52.13 人）
	教育部門		65	67	2	施設老朽化対応業務の増大に伴う増
	小　計		363	370	7	＜参考＞人口１万人当たり職員数 65.47 人 （類似団体の人口１万人当たり職員数 65.53 人）
公営企業等会計部門	下水道		5	5	0	
	その他		27	26	▲ 1	業務のデジタル化事業の完了に伴う減
	小　計		32	31	▲ 1	
合　計			395 [476]	401 [476]	6 [0]	＜参考＞人口１万人当たり職員数 70.96 人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数で再任用短時間勤務職員は除きます。
（注）２　[　　]内は条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

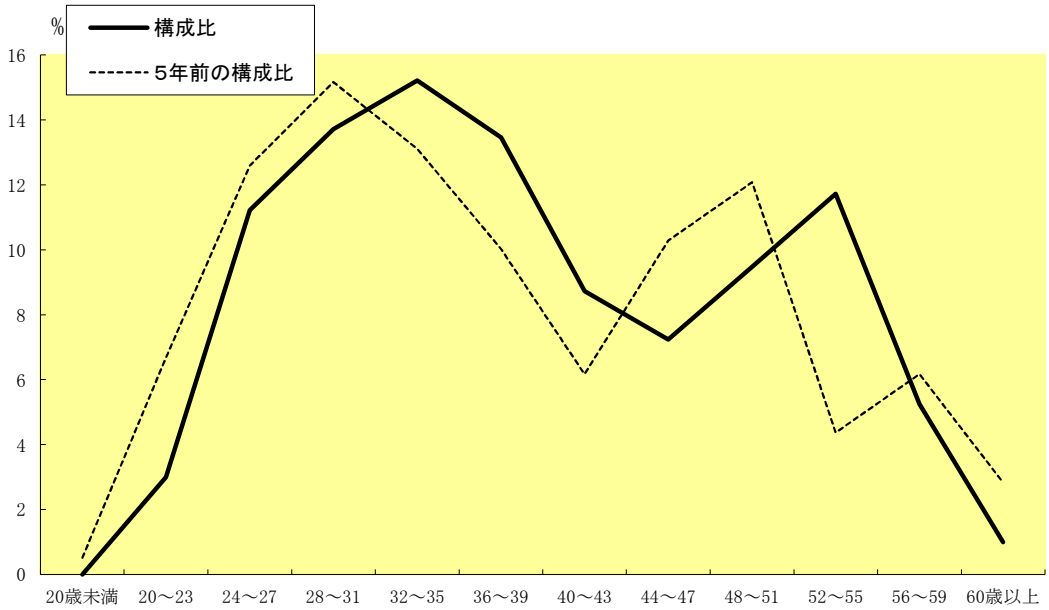

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 12	人 45	人 55	人 61	人 54	人 35	人 29	人 38	人 47	人 21	人 4	人 401

(3) 職員数の推移

（単位：人・%）

区分 / 部門別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	280	288	285	296	298	303	23（8.2%）
教　育	77	73	68	67	65	67	△10（△14.9%）
消　防	0	0	0	0	0	0	－
普通会計計	357	361	353	363	363	370	13（3.6%）
公営企業等会計計	32	31	32	32	32	31	△1（△3.1%）
総合計	389	392	385	395	395	401	12（3.0%）

（注）１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数